

京都市副市長定数条例（平成19年3月26日京都市条例第35号）（総務局人事部
人事課）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い、助
役に代えて置かれる副市長の定数は、3人以内とすることとしました。

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市副市長定数条例を公布する。

平成19年3月26日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第35号

京都市副市長定数条例

本市の副市長の定数は、3人以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市助役定数条例は、廃止する。

(総務局人事部人事課)